



今日は楽しいピクニック

の拡充を図るとともに、子育て広場の確保の推進、「家庭教育ふれあいネットワーク」の養成などに努める。

V その他

県及び市町村においては、上記の措置を講ずる上で必要な財政措置を行う必要がある。その際、国の各種補助事業及び学校週五日制に係る地方交付税措置の活用を図る。

「平成4年度における学校週5日制の実施方針(案)」について (ポイント)

○学校運営に関すること

- ①教育水準の維持 (休業土曜日の授業内容・時数の確保)
- ②学習指導の改善充実
- ③生活指導の改善充実
- ④開かれた学校づくりの推進
- ⑤教員は勤務不要日 (ただし、地域社会の一員として適切に対応)
- ⑥家庭や地域社会に対する普及啓発の実施

主として各学校において対応

県・市町村教育委員会及び各学校において対応

○地域社会活動に関すること

- ①児童生徒の活動機会の拡充 (社会教育施設等における関係事業の推進など)
- ②指導者の確保・養成及び各種地域活動に関する情報提供の充実
- ③学校施設開放の推進 (幼稚園、小学校低学年、盲・聾・養護学校の子供については、休業土曜日に指導員配置)
- ④各種公共施設・民間施設の活用
- ⑤地域の環境整備と教育力の充実
- ⑥問題行動の防止・過度の学習塾通いへの適切な配慮
- ⑦PTA活動の活性化

県・市町村教育委員会において対応

関係部局・企業等に対して協力要請

関係者に対して協力要請

○家庭教育の在り方に関すること

- ①親の役割の重要性、子供の家庭生活の在り方、家族の触れ合いの場の設定等について、各家庭が考えることを期待
- ②行政上の支援 (家庭教育関連事業) の推進

各家庭に対して普及啓発

県・市町村教育委員会において対応



学校週5日制対応事業計画の策定・実施